

熊本市上下水道局土木設計委託業務等成績評定要領

制定 令和 6 年 4 月 1 日上下水道事業管理者決裁
改正 令和 7 年 5 月 1 日上下水道事業管理者決裁

熊本市上下水道局の土木設計委託業務等成績評定については、熊本市土木設計委託業務等成績評定要領（令和 2 年 3 月 12 日契約監理部長決裁）の規定を準用する。この場合において、同要領第 1 条中「熊本市」とあるのは「熊本市上下水道局」と、同要領第 2 条第 2 項中「熊本市契約事務取扱規則」とあるのは「熊本市上下水道局契約事務取扱規程で準用する熊本市契約事務取扱規則」と、同要領第 3 条第 2 項中「熊本市工事検査規程」とあるのは「熊本市上下水道局工事検査要綱で準用する熊本市工事検査規程（昭和 63 年 1 月 6 日建設局長決裁）」と、同要領様式中「熊本市長」

とあるのは「熊本市上下水道事業管理者」と、「熊本市土木設計委託業務等成績評定要領」とあるのは「熊本市上下水道局土木設計委託業務等成績評定要領で準用する熊本市土木設計委託業務等成績評定要領」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に当初契約締結を行う委託業務等について適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告する委託業務等、指名競争入札にあっては同日以降に指名通知をする委託業務等、随意契約にあっては同日以降に見積書の提出を依頼する委託業務等について適用する。